

令和3年度県立高等学校入学者選抜 合否判定基準（一般・二次）

- a. 調査書、学力検査等の成績及び面接の結果を基に、合否判定を行う。なお、調査書と学力検査等の成績との比重は、5対5とする。
- b. 各科・コースごとに、相関表を作成し、得点の高い順に並べ、「A圏」「B圏」および「C圏」を設定し、総合的に合否判定を行う。

〈各圏の設定〉

A圏：内申、学力検査に基づいて募集人員の80%程度の範囲。

※A圏の中で審議事項を有するものをA'とする。

B圏：募集人員の110%程度の範囲で、そこからA圏を除いたもの。

※B圏の中で審議事項を有するものをB'とする。

C圏：A圏とB圏を除いた残りのもの。

〈審議事項〉 次のいずれかに該当する者は、審議の対象とする。

- ①調査書の「特別活動の記録」及び「行動の記録」に○が1つも無い者
また、記録及び所見の内容が著しく悪い者
- ②健康診断の結果、就学に支障がある者
- ③正当な理由が無く、各学年の欠席・遅刻・欠課が10回以上ある者
また、届出であっても、80日以上欠席がある者
- ④3ヶ年間の評定に1がある者
- ⑤学力検査で9点以下の科目がある者
- ⑥面接の結果が「C」の者